輸出手形保険権利行使等委任状

年　　月　　日

独立行政法人日本貿易保険　御中

 被保険者

 住　所

 氏　名 印

　当社は、●●●●●が振出人で、●●●●●銀行から譲り受けた、２００４年１１月２１日付けパリクラブ合意に基づくイラク共和国向け輸出契約等の債務救済措置に係る付保商業債権（第１次リスケ）（以下「当該債権」という。）について、以下の内容に合意の上、平成１３年４月１日の改正以前の輸出手形保険約款（以下「旧約款」という。）第２６条の規定に基づき、日本貿易保険に当該債権の回収に係る権利行使等を委任し、以後自らは一切の権利行使等を行わないことをここに確認します。

（回収に要した費用の負担）

1. 被保険者は、権利行使等の委任後、日本貿易保険が回収のために要した費用について、取得した金額を限度として負担する。

（回収金の配分）

1. 日本貿易保険は、当該債権について回収した金額があったときは、次の金額を遅滞なく被保険者に配分することとする。

支払保険金額

旧約款第５条の損失額

（回収金額－A）×　１－

＋B

Aは、日本貿易保険が回収のために要した費用

Bは、旧約款第５条の損失額に満期日から保険金支払日（回収が保険金を支払った日以前の場合には、当該回収のあった日）の前日までの期間に応じ日本貿易保険が別に定める利率を乗じて得た額から保険金請求日までに回収した延滞利息（保険金請求までに回収した元本に係る延滞利息を除く。）を除いた額に支払った保険金の額の旧約款第５条の損失額に対する割合を乗じて得た金額から既に被保険者に充当した金額を除いた金額（ただし、下記３に基づき、当該債権が放棄された場合は、当該金額から当該金額に放棄した割合を乗じて得た金額を除いた金額とする。）又は回収した金額からAを除いた金額に支払った保険金の額の旧約款第５条の損失額に対する割合を乗じて得た金額のいずれか少ない金額

（返済計画の変更）

３．被保険者は、日本貿易保険が自らの判断に基づき当該債権に係る決済条件若しくは償還条件等について変更を加えること又は国際約束に基づく債務救済措置その他のやむを得ない事由により当該債権を放棄することについて同意し、当該権限を日本貿易保険に付与する。

（回収にかかる権利行使の復委任）

４．日本貿易保険は、被保険者から委任された当該債権の権利行使の権限を第三者に委任することができる。当該委任を受けた者の権利行使については、上記１～３の規定を準用する。

（権利行使等の委任の解除）

５．(1) 被保険者の責めに帰すべき事由により当該債権に係る金額の全部又は一部が返済されない場合、日本貿易保険は、旧約款第２６条第１項に基づく権利行使等の委任を解除することができる。

(2) 上記(1)の場合、被保険者は、旧約款第２４条第１項に基づき当該債権又は損害賠償金その他これらに類する金銭の回収に努めなければならない。

（その他）

６．(1) 日本貿易保険は、権利行使等の委任の内容に関して影響を及ぼす事情の変更があったときは、被保険者に対して権利行使等の委任の内容の変更を申し込むことができる。

(2) 被保険者は、上記(1)の申込みがあったときは、正当な事由がない限り、これに応じるものとする。

（注１）

　 ２の算式中、支払保険金額は、損失防止軽減費用が含まれている場合、当該費用を除いた金額とする。また、表示通貨が外貨の場合は、(当該費用控除後の)支払保険金額を保険金支払時に適用したレートで表示通貨に換算した「建値換算支払額」を用いる。

（注２）

 同算式中、旧約款第５条の損失額は、建値ベースで計算する。また、付保損失額が対外損失額と異なる場合は、対外損失額を用いる。（回収金の配分の計算では、基本的に「取得比率」を用いる。ただし、控除利息充当予定額の計算では、「てん補率」を用いる。）

* 「付保損失額」…保険契約上の損失額
* 「対外損失額」…荷為替手形上の建値損失額
* 「取得比率」＝支払保険金額(建値換算支払額)／対外損失額
* 「てん補率」＝支払保険金額(建値換算支払額)／付保損失額(建値ベース)